

氏名	みやざきりえ 宮崎理枝
学位(専攻分野)	博士 (人間・環境学)
学位記番号	人博第293号
学位授与の日付	平成17年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科文化・地域環境学専攻
学位論文題目	疫病時下の都市住民の制度受容に関する一考察 トローネ裁判記録の証言にみる1630年ポローニャの事例から
論文調査委員	(主査) 教授 川島昭夫 教授 島田真杉 教授 岡田温司

### 論文内容の要旨

本論文は、「はじめに」「序章」の後、第1章ペスト流行とペスト対策諸法規、第2章近世イタリアにおけるペスト流行時の隔離病棟をめぐる裁判とその実態、第3章ペスト流行時の「女性と子どもに対する外出禁止令」をめぐる一考察、第4章17世紀初頭のポローニャにおける女性と絹産業、第5章近世イタリアの「ペスト塗り」、および補論17世紀ポローニャにおける異端裁判、の各章から構成される。(各章副題は省略)

17世紀の30年代にヨーロッパの広い範囲で発生し、とりわけ北部イタリアにおいて多くの人命を奪って、社会に甚大な被害をあたえた腺ペストの大流行にさいし、ポローニャという一都市で、都市当局が流行の接近にいかに対応し、また流行にいかに対応したか、また市民がどのようにその事態と、また事態に対してとられた措置を受けとめたか(著者のいう制度受容)を、本論文は、主として都市当局の発した法令および、トローネ裁判所と呼ばれるポローニャ特有の裁判制度下で記録・作成された文書を分析対象として明らかにしようとしたものである。

近世イタリア諸都市はさまざまな政体を有するが、ポローニャはいわゆる教皇都市であり、教皇の政治権力を代行する教皇特使が、都市の伝統的な自治組織とが、比較的对立の少ない協力的関係にあった。序章でそのことを示した後、第1章では、ペストの来襲に対して、都市当局が事前および都市内で発生が見られた後にとった対応の全体像が示される。当局の対応は他の都市のケースと比較して、一元的で一貫したものとして機能することができた。しかし下層市民や女性・児童まで含めて都市全体の異常事態に対する対応は、すべてが冷静で合理的であったわけではない。第2章で論じられる、感染者を隔離して収容するために急遽準備された隔離病棟から、患者および医師が脱走逃亡した事件がそれをよく示している。著者は、同一の事件に関して、公式の刊行記録に報告された経緯と、裁判記録中に残された複数の関係者に対する尋問調査の内容に大きな懸隔があることを立証し、つくられた歴史の中で欠落してゆくもの存在を強調する。

第3・4章では、特に女性と子どもに特定して公布された外出禁止令が、「女性」「子ども」の罹患しやすさを前提にしていることについて、その根拠が薄弱であることを実例によって示し著者は示す。女性に関する公式のイデオロギーを、裁判記録に見られる多数の外出禁止令違反の事例を挙げることで批判し、またそのような事例における尋問調書において、違反者が一様に、明白な虚偽を述べ譲らない傾向が顕著であることの意味を考察している。絹製造業を主要産業としていたポローニャでは、同時期、伝統的ギルドに立脚し、男性の熟練職人を会員とする閉ざされた絹織物産業から、女性の単純労働に依存することの多い製糸産業へと比重が移行しつつあり、相対的な女性の地位向上が見られ始めていた。都市が異常事態に対し、都市経済を維持しながら、同時に疫病における人的被害を最小限に抑止するためには、女性の就業と「罹患しやすい」女性の保護という二重の要請に応えなければならない。そのようなダブル・バインドを示すのが、「外出禁止令」の公布直後に出された「煮繭と座繰の作業、もしくはこの作業のために働きに出る女性に対する公示」である。

第5章および補論で論じられる「ペスト塗り」は、ペストの原因となると考えられる汚物を、公共の場所、ないしは他人の家屋に悪意をもって塗りつける行為をさす。犯罪とみなされるが、実行行為として摘発されるよりは、噂・風聞として語

られ、証拠のないままに犯罪がつくりあげられることが多い。その意味で、ヨーロッパ近世に各地で発生した魔女狩り、異端審問、ユダヤ人迫害などと共通して、社会関係における敵意や反目、誤解、意思の疎通のなさなどが複雑に反映しがちな犯罪である。

著者は、ポーロニャにおいては存在しなかったと考えられていたこのペスト塗りの事例を、裁判記録をたんねんに検索して発見し、それをペスト塗りが最も深刻な対立をひきおこした都市ミラノ（ミラノ大公国）の1630年の事例と比較した。ミラノはイタリア半島の最北部にあって、ヨーロッパの国際政治の直接の影響を受けやすく、事実、事件の直前までミラノの軍事・財政における実質的権限はスペイン人総督によって掌握されていた。ミラノにおいてペスト塗りの風聞が、都市内における暴力行為や秩序の不安にまで発展した背景には、外国勢力によって壟断される都市政治に対する市民の不満と対立があったとされる。いっぽうポーロニャの事例においては、疑わしい事例についての告発があったものの、事件は通常の裁判として、事務的に処理されたにすぎない。極限状況のなかで、非人間的な、異常な行為として強い社会的反応をひきおこすこともありえた行為が、ほとんど人に知られるぬまに処理されたのは、まさに「生存の危機」のなかで維持されていた「安定」と「日常」の存在ゆえであったとする。

### 論文審査の結果の要旨

学位申請者の論文『疫病時下の都市住民の制度受容に関する一考察—トローネ裁判記録の証言にみる1630年ポーロニャの事例から』は、17世紀の30年代にヨーロッパの広い範囲で発生し、とりわけ北部イタリアにおいて多くの人命を奪って、社会に甚大な被害をあたえた腺ペストの大流行にさいし、ポーロニャという一都市で、都市当局が流行の接近に対していかに準備し、また疫病の発生・流行に対していかに対応したかを、また市民がどのようにその事態と、また事態に対して計られた措置とを受けとめたかを論じている。分析の対象となったのは、当該時期に公布された都市法規、およびトローネ裁判所と呼ばれる、ポーロニャ特有の裁判制度下で記録・作成されたマニユスクリプト文書である。

本論文について特筆すべき点は以下の3点に整理することができよう。

第一に、イタリアを含むヨーロッパにおける近年の社会史・精神史の研究に刺激を受けて、つよい方法への自覚が見られること。とりわけ、イタリアの歴史家カルロ・ギンズブルクに代表されるミクロストリア（微細な歴史）の実践として、歴史史料のうちに埋もれた、一般民衆の声なき声を発掘し、それを公式の歴史記述にてらして公式の歴史記述の欠落を埋めようとするのみならず、公式の歴史記録の持つ意味の変換をはかろうとする試みを行っていることである。申請者はそのために、ペスト流行という異常事態下において違法行為とされ、裁判所において審理された、隔離病棟からの脱走、外出禁止令に対する違反、ペスト塗り（ペストの原因となる汚物を、悪意をもって公共の建物や他人の家屋に塗りつける行為）など、各種の事件についての裁判記録、とりわけ告発者、被告発者、目撃者などの関係者に対する尋問調書の、内容のみならず文面に反映する態度をも分析している。その結果、極限的な状況をもたらしていたのが、ペストという疫病だけでなく、その被害を最小限に抑止するために都市当局が発した法規そのものでもあることを提起しえた。市民の制度に対する受容のありかたに方法的視座を置いたことで、本研究は、悲惨な事態の叙述と、都市行政上の対応に終始することの多かった従来の研究にない広がりをもつことができた。

第二に、史料として、手稿史料のトローネ裁判記録を実際に利用したことがあげられる。トローネは16世紀初頭から18世紀末まで存在した、ポーロニャにおける教皇直属の刑事裁判書であるが、同裁判所の裁判記録は日誌として記載されているため、同一の事件の記録が、日をおいて断片的に散出する。扱いにくい史料であることもあってかイタリアにおいても本格的に同史料を活用した例はない。同史料を整理し解読して行われた本論文の研究は、たとえばポーロニャには存在しなかったこれまで考えられていた「ペスト塗り」事件の存在を発掘するなど多くの事実を明らかにし、その豊かな史料的可能性を知らしめたと評価しうる。

第三に、極限状況における市民の生活意識の解明のために開始した本研究が、一方で各種の犯罪・違法行為の発生に見られるような無秩序、混乱の実態を明らかにしながら、かえって他方で、それらの犯罪・違法行為が些細なものにいたるまで、通常の法の手続きのもとで審理され、かつ記録されていることが示すような、都市の制度的持続を証明することになった点である。申請者はとりわけポーロニャの「ペスト塗り」を、噂されたこの行為がはげしい対立と反目をひきおこした同時期

のミラノ大公国の事例と比較し、ボローニャではいちじるしく冷静に、また事務的に処理されてパニックにいたらなかったことを発見して、この都市の政治的社会的な安定を見出すにいたる。ペスト流行下のボローニャは混乱と無秩序、安定と日常性が微妙なバランスをとりつつ存在していたことになる。ここにおいて指摘されるイタリア他都市とのボローニャのきわだった対照は、近世イタリア社会の多様な社会関係のありかたを証明して貴重である。

本論文の一部はすでに日本西洋史学会の発行する『西洋史学』に掲載され高い評価を得、また本論文作成のために行なった研究や調査で得た知見を生かし、さらにそれを発展させるために、申請者は現代イタリアにおける社会政策の実態の解明にまで研究分野を広げつつあり、本論文その歴史的起点を示すものともなっている。調査委員は本論文を、人間・環境学研究科共生文明学専攻にふさわしい内容を備えたものと考慮した。

よって本論文を、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成17年1月18日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。